

## ADB Safeguard Policy Statement の Working Paper に対するコメント

2009 年 1 月 23 日 「環境・持続社会」研究センター（JACSES） 田辺有輝

ページ	問題点	改善策	提案の根拠
17	Policy Principle 6 で EIA 改訂版の公開が要件となっていない。	Policy Principle 上で EIA 改訂版の公開を要件とするべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 住民移転計画書と先住民族計画書の改訂版は Policy Principle で公開が規定されている。</li> <li>➤ Safeguard Requirements 1 では EIA 改訂版の公開が要件となっている。</li> </ul>
17	Policy Principle 7 で periodic progress reports の定義が不明確。	Policy Principle 上で環境 monitoring reports の公開を要件とするべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Safeguard Requirements 1 では、環境 monitoring reports の公開が要件となっている。</li> </ul>
18	Policy Principle 上で住民移転 monitoring reports の公開が要件となっていない。	Policy Principle 上で住民移転 monitoring reports の公開を要件とするべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Safeguard Requirements 2 では住民移転 monitoring reports の公開が要件となっている。</li> </ul>
19	Policy Principle 上で先住民族 monitoring reports の公開が要件となっていない。	Policy Principle 上で先住民族 monitoring reports の公開を要件とするべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Safeguard Requirements 3 では先住民族 monitoring reports の公開が要件となっている。</li> </ul>
21	<p>Public Communication Policy と Para. 57 に例示された文書の公開規定との関係性が不明確。結果、以下の問題が生じている。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>➤ カテゴリ B において draft IEE reports が融資決定前に ADB ウェブサイト上で公開されるかどうか不明確。</li> <li>➤ サブプロジェクトの EIA reports、IEE reports、住民移転計画、先住民族計画が ADB ウェブサイト上で公開されるかどうか</li> </ul>	ADB による情報公開は Public Communication Policy の規定に従うべき。変更点がある場合は、その点のみ Para. 57 に記載するべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ Public Communication Policy との整合性を確保するべき。</li> <li>➤ Safeguard Requirements における情報公開の規定との整合性を確保するべき。</li> </ul>

	かが不明確。		
21	ADB によるウェブサイト上の情報公開の対象が、draft full or summary environmental impact assessment reports となっており、第 2 ドラフトよりも後退している。	ADB は、full environmental impact assessment reports を ADB ウェブサイト上で公開するべき。	➤ 第 2 ドラフトでは draft EIA reports を公開することになっていた。
23	セクター融資における ADB によるサブプロジェクトの環境社会配慮確認の有無が Policy Delivery Process に記載されていない。	セクター融資において、ADB がサブプロジェクトの環境社会配慮確認を行うことを Policy Delivery Process に記載するべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ サブプロジェクトの ADB による環境社会配慮確認は ADB が行う基本的な手続きであり、Operations Manual (OM)のみではなく、現行政策と同様に政策文書内（Policy Delivery Process）にも記載するべき。</li> <li>➤ 現在のところ Working Paper に対応した OM は公開されていない。</li> </ul>
24	Para. 68 の gap-filling の対象が Policy Principle のみになっている。	gap-filling の対象を Policy Principle 及び Safeguard Requirements にするべき。	➤ Para. 67 では Policy Principle 及び Safeguard Requirements が safeguard framework の確認対象になっており、Para. 68 と矛盾している。
24	FI に対する融資における ADB によるサブプロジェクトの環境社会配慮確認の有無が Policy Delivery Process に記載されていない。	FI 融資において、ADB がサブプロジェクトの環境社会配慮確認を行うことを Policy Delivery Process に記載するべき。	➤ Safeguard Requirements 4 には、ADB がサブプロジェクトの環境社会配慮確認を行うことが規定されているが、この規定は Safeguard Requirements ではなく、Policy Delivery Process に記載するべき規定である。
34	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 借入人が full EIA reports を ADB の融資決定前に公開するかどうか不明確。</li> <li>➤ 借入人が draft IEE reports を ADB の融資決定前に公開するかどうか不明確。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 借入人は draft のみではなく、full EIA reports を ADB の融資決定前に公開するべき。</li> <li>➤ 借入人は draft IEE reports を融資決定前に公開するべき。</li> </ul>	➤ full EIA reports 及び draft IEE reports の公開が借入人の要件に含まれていないことは、現行政策よりも後退している。

34	EIA のスコーピング策定時及びドラフト EIA 公開後にコンサルテーションが開催されるかどうか不明確。	EIA のスコーピング策定時及びドラフト EIA 公開後にコンサルテーションを開催することをカテゴリ A 案件の要件とするべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 現行政策で規定されたコンサルテーションのタイミングは、ステークホルダーの意見をプロジェクトのデザインや緩和策に適切に反映させるためには不可欠である。</li> <li>➤ Early in the project preparation stage があいまいで、事実上、どのタイミングでも解釈可能になっている。</li> </ul>
73	ADB による直接の投融資（FI を経由しない投融資）において、Prohibited Investment Activities List (Appendix 5) が適用されるかどうか不明確。	第2ドラフトの paragraph 57 の文言を復活させるべき。	<ul style="list-style-type: none"> <li>➤ 第2ドラフトの paragraph 57 の文言「In addition, ADB does not finance several types of activities that are listed in the Prohibited Investment Activities List (PIL) (Appendix 1). ADB will screen all projects against the PIL.」が削除されている。</li> <li>➤ SPS 本文上で Prohibited Investment Activities List (Appendix 5) について言及しているのは、FI が融資をしない対象としてのみである。</li> </ul>